

経 済 要 録

国 内

◇大口定期預金、CDの規制緩和について

日本銀行政策委員会は、金利調整審議会の答申に基づき、3月4日、付利自由の大口定期預金の最低預入金額を現行の「1億円」から「50百万円」に引下げることを選定した(4月4日実施)。

また大蔵省は、3月11日、銀行局長通達を發出し、CDの最低発行金額を現行の「1億円」から「50百万円」に引下げるとともに、その発行期間を弾力化(現行「1か月～1年」→「2週間～2年」^(注))することを決定した(4月4日実施)。

(注) なお、期間2年のものについては、1年を経過した日に中間利払を行う。

(参考) 大口定期預金、CDの自由化の推移

	付利自由大口定期預金 (60/10月導入)		C D	
	最低預入 金 額	期 間	最低発行 金 額	発行期間
60/3月	/	/	(59/1月) 以降 3億円	(54/5月) 以降 3～6か月
4月			1億円	1～6か月
10月	10億円	3か月～ 2年		↓
61/4月	5億円			1か月～ 1年
9月	3億円			
62/4月	1億円			
10月	↓	1か月～ 2年	↓	↓
63/4月	5,000万円	↓	5,000万円	2週間～ 2年

◇大蔵省、無記名定期預金等の廃止を決定

大蔵省は、3月11日、銀行局長通達を發出し、昭和27年2月以来取扱われてきた特別定期預金および特別金銭信託(いわゆる「無記名定期預金」等)の制度を廃止することを決定した(昭和63年3月31日限りで新規受入れを停止するとともに、既存のものについては可及的速やかに整理するよう努める)。

◇証券取引審議会不正取引特別部会、「内部者取引の規制の在り方について」と題する報告書を発表

証券取引審議会の不正取引特別部会(竹内昭夫座長)は、62年10月以来7回にわたって内部者取引規制の今後のあり方について審議を行ってきたが、2月24日、「内部者取引の規制の在り方について」と題する報告書を証券取引審議会総会に提出し、内部者取引の未然防止を図るとともにこれを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論を示した(同総会は同日、原案どおり承認し大蔵大臣に提出)。

同報告書の構成ならびに概要は以下のとおり。

- I はじめに(略)
- II 内部者取引の規制の現状(略)
- III 内部者取引の規制の在り方
 - 1. 総説(略)
 - 2. 未然防止体制の整備と行政の対応
 - (1) 未然防止体制の整備

① 発行会社

発行会社においては、経営に重要な影響を及ぼす事実等の情報が内部者取引に利用されることのないよう情報管理の徹底を期するとともに、一般投資家に対しこれを適時適切に開示するよう特段の努力を払う必要がある。

② 証券取引所

証券取引所においては、これまで、上場会社に対し、適時適切な情報開示を要請するとともに、その規則により適時通告を求めてきているが、その規定を整備し、適時通告を怠った会社に対しては、再発防止の観点から改善報告書を求める等の適切な措置

を講じることとする必要がある。

また、証券取引所は、重要な情報が流布されているが、その内容が不明確である場合または広く周知されていない場合等においては、投資家保護の観点から、発行会社による適切な情報開示によりそれが広く一般投資家に周知されるまで売買取引の停止を行うものとしているが、その運用をより一層機動的、弾力的に行うことも必要である。

③ 証券会社

証券会社は、法人関係業務を通じ発行会社に関する情報を得やすい立場にある。このため、証券会社においては、その業務上知りえた発行会社に関する情報が営業部等に流れ内部者取引に利用されることのないよう、情報の管理について、現在の自主規制の徹底を図るとともに、いわゆる情報の障壁(チャイニーズ・ウォール)を整備する等その充実を図る必要がある。

そのため、具体的には、発行会社の内部情報を得た場合の管理方法を定め、それが他者へ伝達されることを制限することに加え、社内で作成する投資情報資料に内部情報が含まれていないかチェックする体制を整備する等の措置をとる必要がある。

④ 金融機関等

金融機関等は、融資業務等の取引関係を通じ発行会社の情報を得やすい立場にある一方、証券市場において積極的に有価証券投資を行っている。このため、証券会社と同様に、情報管理体制の充実を図るため適切な措置をとることが望まれる。

(2) 行政の対応

規制の一層の実効性を期するため、行政当局による次のような措置がとられる必要がある。

イ、例えば、上場会社が適時通告の違反等により市場に重大な影響を与えた場合等には、証券取引所による調査に加え、これとの関連をも含み証券取引法第154条を改正し、証券取引所の業務に関し、必要に応じ行政当局が上場会社から報告の提出を求めることができることとする。

ロ、証券会社の健全性の準則等に関する省令を改正し、証券会社が違法な内部者取引に当たる買付けまたは売付けを受託することを禁止することとする。

ハ、同省令を改正し、証券会社において情報の障壁等の管理体制が不十分であると認められる場合には、行政当局がその是正を命ずることができることとす

る。

ニ、証券取引法第55条の運用を一層強化し、証券会社またはその役員が内部者取引を行った疑いがある場合や、受託禁止の規定に違反した疑いのある場合においては、証券会社やその役員だけでなく、証券会社と取引を行う者に対しても調査を行い、違反した証券会社やその役員に対しては、適切な行政処分等を行うこととする。

3. 会社の役員および主要株主の短期の自社株売買の把握・管理について

(1) 証券取引法第189条においては、発行会社またはその株主は、その役員または主要株主が短期の自社株売買によって利益を得た場合には、それを会社に提供すべきことを請求することができる旨規定しているが、同条の実効性を確保するためには、まず、役員または主要株主による自社株の売買がどのように行われているのかを把握することが必要である。こうした観点から、昭和28年に削除された証券取引法旧第188条の規定を参考に、役員または主要株主の自社株売買の報告業務の規定を新たに設けることが適当と考える。

(2) この場合には、まず、その事務負担を軽減するとともに、より実効性を確保する観点から、役員または主要株主が証券会社に委託して自社株の売買を行った場合において、証券会社を経由して報告を提出させることが適当である。

さらに、会社または株主が、自社株売買を行った者に対し会社への利益提供を請求する手がかりを与えるため、当該自社株売買が証券取引法第189条に該当している場合には、その事実を会社に通知し、または公表する仕組みを導入する必要がある。

また、同条の対象となる有価証券を、株式のほか、転換社債、ワラント債に拡大するとともに、新たに設ける報告義務の規定の対象も、これと同様とすべきである。

4. 内部者取引に対する刑事罰則の整備

(1) 基本的考え方(略)

(2) 具体的考え方

① 内部情報

取引を規制すべき場合における情報は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき重要で未公開の事実に関する情報と考えられる。

まず、重要な事実に関する情報とは、会社の経営、財務または業務に関する情報であって、投資家

の投資判断に影響を及ぼすべきもの、例えば、有価証券の募集・売出し、合併、業績予想の著しい修正、重要な新製品等の開発、資産・負債に著しい変動を与える事実の発生といったものが考えられる。さらに、公開買付をしようとする者がある場合においては、公開買付を行うという事実に関する情報が考えられる。これらの場合、投資家が取引を行う時点においてその取引が処罰されるものか否かが判断できなければならないという観点から、重要な事実に関する情報についてできるだけ客観化、具体化を図り、法令において明確に示す必要がある。

また、未公開性についても、証券取引所において正式に発表する等の具体的な公開方法を定め、その方法に従って行われた場合に公開されたものとするというように、投資家にとって公開、未公開の認識に差異が生じないようにする必要がある。

② 行為者および行為

イ、処罰の対象となるのは、次の場合である。

(i) 発行会社または公開買付をしようとする者の役員、従業員および株主であってその職務等により内部情報を知った者が、その公開前に取引を行う場合

(ii) 当該発行会社または公開買付をしようとする者との間で内部情報に容易に接近できるような法令上、契約上等の関係を有する者、例えば、取引銀行、引受証券会社、公認会計士等であってその職務等により内部情報を知った者が、その公開前に取引を行う場合

(iii) (i)または(ii)の者から、それらの者がその職務等により知った内部情報の提供を受けた者が、その公開前に取引を行う場合

ロ、過去に(i)または(ii)であった者が、その立場にあったときにおいて内部情報を知った場合には、その特別な立場を離れた後に取引することも一定の場合には処罰する必要がある。

ハ、自ら取引をしない場合であっても、イまたはロの行為に関与すれば、その共犯(教唆犯、幫助犯等)として処罰されることがある。

ニ、イに該当する取引であっても、例えば、内部情報を知る以前から決定されていた契約等に従って当該発行会社の株券を購入している場合など規制の対象から除外することが適当と考えられる取引については、これを法令上明確にしておく必要が

ある。

ホ、イの場合、株主または法令上、契約上等の関係を有する者が法人等である場合において、当該法人等の役員、従業員が内部情報を知って取引をしたときはその役員、従業員を処罰するものとし、その違法行為が当該法人等の業務または財産に関し行われたときは当該法人等について両罰規定の適用があるものとするのが適当である。

③ 対象となる有価証券

取引を規制すべき場合における有価証券は、証券取引所に上場されている株式、転換社債、ワラント債および普通社債とすることが適当である。

④ 法定刑

法定刑については、証券取引法等における他の罰則とのバランスを考慮し、適切なものとする必要がある。

(3) 民事賠償(略)

IV むすび(略)

◆財形年金預貯金金利の最高限度の引下げについて

日本銀行は、3月4日、勤労者財産形成年金貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記1.のとおり引下げ、下記2.により実施することを決定した。

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第1項および第2項の規定にかかわらず年3.64%(-0.50%)とする。

2. 実施日

昭和63年3月28日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、昭和63年3月27日までに受入れたものについては、当該預金ま

たは貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、3月債から実施した(長期国債は2月26日、政府保証債、公募地方債は2月29日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.8	4.8
	発行価格(円)	100.00	99.50
	応募者利回(%)	4.800	4.874
政府保証債	表面利率(%)	4.8	4.9
	発行価格(円)	99.00	99.50
	応募者利回(%)	4.949	4.974
公募地方債	表面利率(%)	4.8	4.9
	発行価格(円)	99.00	99.50
	応募者利回(%)	4.949	4.974

◆住宅金融公庫の貸付金利引下げ

住宅金融公庫は、貸付金利(個人住宅向け)を0.1%引下げて4.5%とし、1月25日に遡及して実施した(3月1日決定)。

◆住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、4月1日以降新規貸付分から実施することを決定した(3月3日発表)。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
固定金利型	6.48	6.60
変動金利型	5.50	5.70